

学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準に関する資料

	対 象 疾 病	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
第3種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	その他感染症 ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・ヘルパンギーナ ・伝染性紅斑 ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで ※「その他感染症」は、感染したら必ず出席停止になるものではなく、児童の全身状態や地域の感染状況等を踏まえ、医師が感染の恐れがあると判断された場合に出席停止となります。

- * 重症急性呼吸器症候群については、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。
- * 中東呼吸器症候群については、ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。
- * 鳥インフルエンザについては、血清亜型がH5N1 及び H7N9 とする。
- * 新型コロナウイルス感染症については、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。